

axis news

アクセスグループ

2

2024

COLUMN

読んで良かった本を紹介！
「なぜ、あなたの仕事は終わらないのか」について



知りたいあれこれ Q&A

No.52 重要性が増すデジタル遺品への備え

今月の助成金

No.14 65歳超雇用推進助成金 -65歳超継続雇用促進コース- について

COLUMN

読んで良かった本をご紹介！
「なぜ、あなたの仕事は終わらないのか」について

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にこー読んでください。



コラム執筆

アクシスグループ 代表 川人 広平



new

axis talk



読んで良かった本をご紹介！
「なぜ、あなたの仕事は終わらないのか」について

読んで良かった本をご紹介します!

「なぜ、あなたの仕事は終わらないのか」について

今年、第1号目となるコラムは前回に続いて、読んで良かった本をご紹介しますと思います。今回は元 Microsoft の伝説のプログラマー・中島聡さんが執筆された「なぜあなたの仕事は終わらないのか」についてです。

書籍との出会い

前職のコンサル会社で働いていた頃の話になりますが、ある日、先輩とランチに行った時に「かわひー(当時の川人の愛称)、これ読んだ方がよいよ!」と言われ、その本が紹介された東洋経済オンラインの記事がLINE で送られてきました。記事のタイトルを見てみると、まさかの「仕事が遅い人のなんちゃら」と書かれた記事だったので、それはそれはショックでした(笑)ですが、当時の私は記事のタイトル通り仕事が遅い人間でした。レポートや資料もなかなか終わらない。期限もギリギリで焦って作ることになり、結局時間が足りず更に焦ってミスをする…というような悪循環を繰り返す状態でした。当時の私にとっては図星でした。読んでみるとすごく良い本だったので、ご紹介しようと思います。



公開 / ダイナミックラボホームページより
<https://book.milab.com/books/27800202341>

01

仕事が遅い人の共通点は「評価恐怖症」

今回ご紹介する本を要約すると、要は「最初の2割のスタートダッシュの時にコアとなる重要な部分を片付け、残りの8割の時間で完成度を高める(仕上げ)」という風に仕事を進めるべし! といったことが書かれている本でした。言われてみれば当たり前のことですが、当時の私にとっては刻々のフレーズばかりでした。

特に自分の心にグサツと来たのは、「仕事が遅い人は、評価恐怖症である」ということでした。要は、できていない部分を指摘されるのが怖いという意識から完璧にしようと思いがちで細かいところがこだわってしまい、結局コアとなる重要な部分や全体ができていない状態に陥ることです。

本の中では、「絵を描くこと」が例え話として用いられており、「仕事が遅い人(評価恐怖症)は、まず眉毛を綺麗に描くことから始めてしまいますが、仕事が早

い人は顔の全体を作って、眉毛など細かいところは最後という風に進める」と書かれていました。確かにそいういう仕事の仕方をしてきたな…と思います。

仕事が遅い人



細かな部分から取り掛かる
 ため、時間内に重要な部分に
 着手できず、完成度が低くな
 る

仕事が早い人



コアとなる重要な部分を先
 に終わらせ、残りの時間で細
 かな部分を仕上げていくの
 で、完成度が高まる

02

大切なのは重要な部分を固めてスタートすること 細かな部分は走りながら修正しよう!と許容する

また、プログラマーであった中島さんのエピソードも記されていました。彼は Microsoft の Windows95 を開発したことにより、「Microsoft の利便性が大きく向上し、世界が変化するきっかけを作った人」という風に言われています。そんな彼が主張していたのは、「何千個のバグがあったとしても、すごく重要なコンセプトや機能というのがしつかりあれば、後は走りながらバグを修正していけば良いんだ」ということでした。

要は、「ここに小さなバグがある」という指摘を恐れるあまり、なかなかスタートできない評価恐怖症に陥るのではなく、「そういう細かいバグはあってもいいんだ」と許容するということです。言葉を置き換えると「指摘されても気にしない!」ということですよ。様々な仕事において、「重要な価値の 8 割を占める部分」ができていればよしとしてスタートしてしまおう。そして、走りながら修正をしていく方がよっぽど世の中に対してのインパクトや成果というのは大きい! ということが記されていました。

まさに当時の私は評価恐怖症に該当するような仕事の進め方をしていました。先輩が紹介してくれた本を読んだからといって、すぐに化するわけではありませんが、あれ以来、「最初の2割の時間で8割を終わらせる」ということを非常に意識するようにしました。

走り出しながら
考えよう!

例えば、資料作成に 3 時間しか時間が充てられなかった場合、まずは 30 分前後で資料全体の筋書き、重要なコアとなるメッセージを考え、その部分だけを先に上げる。その後、細かい部分を完成させていくというように作業手順を工夫してみたり、「重要な結論は最初の2割の時間で決めておく」というような仕事の仕方をするようになりました。最も重要な部分が出来れば、時間が削げなくても、細かな部分は端折ったり、最悪完成まで至らなくても構わないですよ。

逆に、細かな部分から取り掛かってしまうと、時間ギリギリになって重要な部分が出来ておらず、顔を真っ青にしながら作業に追われてしまう…ということになってしまいます。かつての自分がそうでした。しかし、この本を読んでからはできるだけそうならないように意識するようになりました。

このコラムを読んでくださっている経営者さまの中には、従業員さんに対してそういうことを伝えたいなと思っている方も多いのではないのでしょうか。

ただ、従業員さんへの伝え方が分らなかつたり、お勧めの書籍などを紹介したいけど、どんな本を紹介しようか迷われている方は、是非今回ご紹介した中島聡さんの「なぜあなたの仕事は終わらないのか」を勧めるのがよいかと思います。当時の私みたいに、先輩から LINE でリンクだけが送られられるとちょっとショッキングかもしれないので、そのフォローはしてあげつつ、紹介するといのかなと思います(笑)



特集

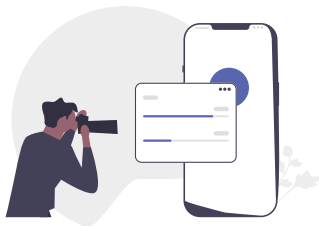
令和6年 税制改正大綱

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。
定額減税や、賃上げおよび国内投資の促進を重点として、赤字企業も含めて
中小事業者にも好影響のある改正内容となっています。

今回は令和6年度税制改正大綱の概要とポイントを、
中小企業・個人事業主様向けに解説します。
翌年以降の賃上げや投資、事業展開などを考える上で参考にして頂ければ幸いです。
なお、この大綱の内容は国会の審議、決定を経て、令和6年4月に施行される予定です。
このため審議等の過程で変更となる可能性もありますのでご注意ください。



品質管理部 税理士
新田 多門



» 所得税

所得税・個人住民税の定額減税

実施期間 令和6年6月1日以降

対象者 令和6年（住民税は令和5年）の合計所得金額が1,805万円以下である方
（給与収入のみの方は給与収入が2,000万円以下である方）

改正概要

● 定額減税により一人あたり4万円（所得税3万円・住民税1万円）が控除されます。

【所得税】本人3万円 + 同一生計配偶者と扶養親族の人数 × 3万円

【住民税】本人1万円 + 控除対象配偶者と扶養親族の人数 × 1万円

● 減税の実施方法

【給与所得者】

所得税は6月分から控除され、控除しきれなかった分は翌月から控除されます。住民税は6月の給与支給時には特別徴収は行わず、減税後の住民税の額を11か月分割して7月から特別徴収されます。

【年金受給者】

所得税は6月分から控除され、控除しきれなかった分は順次控除されます。
住民税は10月から控除され、控除しきれなかった分は順次控除されます。

【個人事業主】

所得税は、原則、令和6年分の確定申告で控除します。ただし、所得税を予定納税される方については7月から順次控除されます。
住民税は6月から控除され、控除しきれなかった分は順次控除されます。

影響・対応策

● 令和6年6月分の給与支給から特別控除が実施されることから、源泉徴収義務者（会社等）は給与システムが対応できるか確認が必要です。具体的には、6月以降の給与明細等に次の事項を記載する必要があります。

- 1 給与明細等に係る控除前源泉徴収額から控除した定額減税の控除済額、また、源泉徴収票の摘要欄にも次の事項を記載する必要があります。
- 2 所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額
- 3 非控除対象配偶者等の特別控除を実施した場合、その旨

● 株式や不動産の譲渡所得、退職所得など臨時的な所得であっても、令和6年分（住民税は令和5年分）の合計所得金額が1,805万円を超える場合には、特別控除の額は控除されないで注意が必要です。

法人税

交際費等の損金不算入制度の対象となるラインが5,000円以下から10,000円以下に引き上げ

実施期間 令和6年4月1日以降

対象者 法人

改正概要

- 交際費等の損金不算入制度から除外され、全額が損金となる一定の飲食費に係る金額基準について、現行の1人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げられました。

影響・対応策

- 会計システム（補助科目の設定等）や経費精算ルール、規程等の見直しが必要です。
- 3月決算法人以外の法人については、適用時期の令和6年4月1日の属する事業年度中において、一人当たり5,000円以下の基準と一人当たり10,000円以下の基準が混在するため特に留意が必要です。

法人税

賃上げ促進税制（中小企業向け）の繰越控除措置の創設等

実施期間 令和6年4月1日以降

対象者 資本金1億円以下の中小法人等

改正概要

- 赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなる繰越控除措置を創設

中小企業については赤字企業も多く、税制措置のインセンティブが効かない構造となっているため、従来の賃上げ要件、控除率を維持しつつ、新たに5年間の繰越控除制度が創設されます。

また、雇用環境を改善するために、教育訓練費の上乗せ要件が緩和されるとともに、働きやすい職場づくりへのインセンティブとして、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置が講じられます。

<内容>

項目		改正前		改正後	
適用要件		適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 \times 101.5%			
控除率	給与等の増加割合	1.5%以上	15%		
	給与等の増加割合 【注1】	2.5%以上	30%		
	教育訓練費 【要件緩和】	増加割合10%以上	10%加算	増加割合5%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10%加算
	子育て仕事両立支援 女性活躍推進【新設】	/		以下のいずれか【注2】 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定（2段階目以上）	5%加算
最大控除率【緩和】	40%			45%	
控除限度額		適用年度の法人税額の20%を上限			
控除限度額超過額の繰越【新設】		繰越不可		5年間の繰越可 （繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限り）	

【注1】給与等の増加割合は雇用者の給与等の増加割合で判定し、税額控除額は雇用者の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。
【注2】上乗せ措置は、事業主が子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

影響・対応策

- 5年間の繰越控除制度の新設により、赤字の当期に賃上げをし、税額控除の権利を得れば、翌期以降の赤字分を控除で相殺して、法人税の減税が可能となります。
- 教育訓練費の上乗せ措置に、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上という要件が付されるため、教育訓練費の額が少ない場合には増加割合の要件を満たしていても、上乗せ措置は適用されないの注意が必要です。
- 厚生労働省が実施する「くるみん認定（子育てサポート）、えるぼし認定（女性の活躍推進）」に、税制上のインセンティブが付されることになります。

【参考】

- くるみん認定制度（子育てサポート）
「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」として認定します。
- えるぼし認定制度（女性活躍推進）
「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のため取組みの実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

中小企業倒産防止共済の損金（経費）算入制限

実施期間 令和6年10月1日以後の契約の解除

対象者 中小企業倒産防止共済制度に加入資格のある法人、個人

改正概要

- 中小企業倒産防止共済の契約を解除し、再契約をした場合、解除の日より2年を経過する日までの間に支出した損金は損金又は必要経費に算入できないこととなりました。

影響・対応策

- 現在は、倒産防止共済の損金が800万円の上限になり解約し、入会後、同年以内に再契約して掛け金を1年分まとめて前納しても、全額損金又は必要経費になります。しかし、令和6年10月1日以後の解約からは、2年経過する日までに再契約して掛金を前納しても、損金又は必要経費に入れることができます。入金額800万円がそのまま利益として課税されますのでご注意ください。

中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

実施期間 産業競争力強化法の改正法の施行の日以降

対象者 産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）

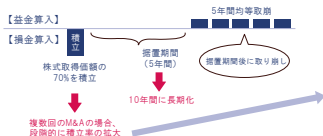
改正概要

- 中堅・中小企業が複数回M&Aを行う場合、損金に算入できる損失準備金の積立率が、現行の70%から最大100%に引き上げられます。いくつかの中小企業を子会社にし、グループで成長することが想定されていますが、この改正によって買手企業は、M&Aにかかる株式等の取得価額を最大で全額経費にできます。さらに複数回のM&A実施時には、積み立てた準備金の据置期間も現行の5年から10年まで延長されます。

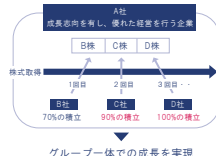
影響・対応策

- 株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合は除かれます。
- 新制度に基づく適用要件や特別事業再編計画（仮称）がどのような内容になるかを確認する必要があります。

<改正案（計画の認定期限：令和9年3月31日まで延長）>



<グループ化に向けた複数回のM&A>



消費税インボイス関連

実施期間 令和5年10月1日以降の取引

対象者 消費税課税事業者（原則課税）

改正概要

- 帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際証券（入場券等）が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、帳簿へ住所等の記載が不要になりました。

影響・対応策

- 通常、実施時期は国税庁告示の改正後ですが、運用上インボイス制度が実施された令和5年10月1日以降の取引について、帳簿に「住所又は所在地」の記載は不要になりました。

<帳簿のみの保存の特例を適用する場合の帳簿の記載事項>

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ・ 対価の額
- ・ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地（業務用票等が添付するものについては、住所等の記載は不要）
- ・ 特例の対象となる旨

（見直し案）
自動販売機特例や回収特例が適用される取引（3万円未満の取引に限る。）について、
記載を求めないこととする。

●見直し案に基づく自動販売機特例を適用する場合の帳簿の記載例

総勘定元帳（余消費）		（株）○○	
XX年		借方	貸方
月	日		
2	8	○○市 自動販売機料※	120
：	：	：	：

※は軽減税率対象品目

記載を求めない

事業承継税制の特例措置 2年延長

実施期間 令和6年4月1日以降

対象者 特例承継計画・個人事業承継計画を提出しようとする方

改正概要

- 「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度」及び「個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」について、コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の検討が遅れている状況を踏まえ、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限が令和8年3月末まで、2年延長されました。

<法人版事業承継税制の概要>

【一般措置】
適用期限：なし

【特例措置】
適用期限：H30～R9末までの10年間限り

対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継人数	1人	最大3人
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合も可)
その他	—	特例承継計画の提出期限：令和6年3月末 ⇒【改正案】令和8年3月末

影響・対応策

- この税制では、経営者から株式を相続したり贈与されたりして事業を承継する際に、それにかかる相続税や贈与税の納税を全額猶予し、ゼロにしています。実際に相続や贈与を行う期限（法人版事業承継税制の特例措置は令和9年12月31日、個人版事業承継税制は令和10年12月31日）は、今後も延長されない見込みのため、本制度の適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手してください。



経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報
を発信していきます。

今月の講座

「重要性が増すデジタル遺産の備え」（梶田 祐介）

ー重要性が増すデジタル遺品への備えー

近年、耳にすることが多くなった“デジタル遺品”。今回は、デジタル遺品とは何か、どのように相続する必要があるのかについてご紹介したいと思います。

Q. デジタル遺品でどういうもの？

A. 実はデジタル遺品について、決まった定義はありません。大まかな概要としては、「遺品となったパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器に保存されたデータやインターネット上の登録情報などを指す」という趣旨が挙げられます。クラウドに保存された写真データ等もデジタル遺品に含まれます。

現代社会において、インターネットやスマホへの情報登録は欠かせないものとなっている反面、遺族にデジタル遺品を残してしまふ機会が急激に増加している状況もあります。それらの中には金融機関情報や電子マネー、仮想通貨やFX取引等の財産的価値を含んだデジタル遺品も含まれており、これらを相続対象としたいとお考えになる遺族の方もたくさんいらっしゃるというのが現状です。

Q. デジタル遺品相続における課題とは？

A. 一番の課題点として挙げられるのは、スマホやPCへアクセスする際、また、財産的価値を含んだデジタルサービスへアクセスする際に必要なIDとパスワードを遺族の方が知らない、そのために財産的価値を含んだデータにアクセスできないという点になります。

この課題に対しての解決策として、遺言書へデジタルサービスのIDやパスワードを書き残すという方法が効果的です。しかし、法的効果を発揮する遺言書となると、遺言形式が決める・手続が発生するなど、少しハードルが高くなるというデメリットもあるため、法的効果はないものの、決まった形式がなく自由に書き残すことができるエンディングノートへ書き残す方法もおすすです。どのような形で、デジタルサービスのIDやパスワードを残すことが遺族への負担を大きく軽減させることとなります。

Q. どのようなことを書き残せばいいの？

A. 前述でもお伝えした通り、登録しているデジタルサービスのIDとパスワード、それらに付随する情報（秘密の質問等）、該当するデジタルサービスの簡単な内容などを記載しておくことが大切です。遺言書やエンディングノートには、葬儀の形式や旅立った後に連絡してほしい友人・知人の連絡先を記載される方が多いと思いますが、合わせてデジタル遺品の情報を記載しておくとも安心です。

LINE公式アカウント

アクセスでは、会計や労務、相続などお客様のお悩みに沿ったご提案をしております。初回は無料でご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください！また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためLINEの公式アカウントを開設しております。LINE検索で「税理士法人アクセス」と入力していただくか、右のQRコードからご登録いただけます！



税理士法人アクセス

私が紹介しました！ /



櫻田 祐介

資産税部 スタッフ

社会福祉法人の事務方として勤めていた際に、相続問題で中絶になったお客様の話を聞く機会が多くなり、相続に関する仕事に専念し、家業の負担を減らす手助けになりたいと思うようになった。現在は資産税部で税理師の業務や法人顧問に関する資産税相談業務を行っている。

お問合わせはこちらまで

アクセスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

私が紹介しました！ /



川崎 葉々子

人事労務部 スタッフ

主に、顧問先様の社会保険・雇用保険等の手続き、総務計画作業を担当。仕事を通じて自分も学びながら、顧問先様の役に立てよう日々奮闘中です。

65歳超雇用推進助成金

- 65歳超継続雇用促進コース -

*65歳超雇用推進助成金とは？

生活現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者が有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としている助成金です。

*65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)とは？

A.65歳以上への定年引上げ、B.定年の定めの廃止、C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、D.他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

◇ 支給額（令和5年度）

【定年引上げ又は定年の定めの廃止】

措置内容 対象被保険者数※	65歳への 定年引上げ 15万円	66～69歳への 定年引上げ (5歳未満) 20万円	66～69歳への 定年引上げ (5歳以上) 30万円	70歳以上への 定年引上げ(注) 30万円	定年の定めの 廃止(注) 40万円
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

(注) 旧定年年齢が70歳未満のものに限ること

※ 対象被保険者：支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている、60歳以上の雇用保険被保険者

【希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入】

措置内容 対象被保険者数	66～69歳への 継続雇用年齢の引上げ	70歳以上への 継続雇用年齢の引上げ(注)
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

(注) 旧定年年齢及び継続雇用年齢が70歳未満のものに限ること

※ 定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみとなります。

【他社による継続雇用制度】

専門家に委託した場合に要した経費の2分の1の額と本案の支給上限額を比較し、いずれか低い方の金額を支給

措置内容	66～69歳への 継続雇用年齢の引上げ	70歳以上への 継続雇用年齢の引上げ(注)
支給額(上限額)	10万円	15万円

(注) 旧定年年齢及び継続雇用年齢並びに他の事業主による継続雇用年齢が70歳未満のものに限ること

◇ 支給要件（他社による継続雇用については要件が異なります。）

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 2 65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主であること
- 3 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。(※)
- 4 制度を規定した就業規則等を整備している事業主であること。
- 5 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている、60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- 6 高齢者雇用等推進者の選任に加え、高齢者雇用管理に関する措置を実施している事業主であること。等

※ 改正に要した経費に対する助成であることから、専門家に委託を行わず、自社で制度改正した場合は対象となりません。

◇ 引上げ年齢の取扱い

職種等区分により定年年齢等が異なる場合は、引上げ後の企業全体の最も低い年齢に対して引上げ等を実施したものとします。また引上げ後の企業全体の最も低い年齢と改正前の年齢の差を引上げた年数とします。

職種等区分	引上げ前の定年年齢	引上げ後の定年年齢
正社員	60歳	66歳
パート（無期）	62歳	70歳
専門職	68歳	75歳
企業全体	60歳	66歳

引上げた年数は6歳となる

◇ 対象被保険者の取扱い

対象被保険者については引き上がった職種に属するものが対象となります。

職種等区分	引上げ前の定年年齢	引上げ後の定年年齢	対象被保険者
正社員	60歳	65歳	2人
パート（無期）	60歳	65歳	3人
専門職	65歳	70歳	4人
企業全体	60歳	65歳	

すべての職種において旧定年年齢（70歳未満）の引上げを実施しているので対象被保険者は合算されて9人となる。支給申請額は65歳への定年年齢引上げ（7～9人）の25万円

◇ 対象被保険者にならない例

年齢や雇用保険加入期間等の要件はクリアしていても対象被保険者とならない場合があるため、個別に確認が必要です。

改正前就業規則に規定していた定年年齢以上の年齢で、個別の雇用契約により新たに雇用されたもの

例

改正前就業規則 定年は60歳とし、希望者は65歳まで再雇用する

対象被保険者 雇い入れ時の年齢が62歳

※ あくまでも一例であり、このほか提出された書類等により対象とならない場合があります。

◇ お問い合わせ

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）についてご不明な点は、各都道府県支部の高齢・障害者業務課へお問い合わせください。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

←お問い合わせはこちら



企画広報支援の気づきをシェア

COLUMN DIGEST / of 企画部

社内で眠っているデータがお宝に変わる！？



私が執筆しました/
企画部 佐藤 美穂



「販売促進を考えていきたいけど何から手を打てばいいのかわからない」そんなお悩みありませんか？今回のコラムでは、販売促進におけるデータ活用3つのメリットについて、ご紹介！商品単体での売上を伸ばすことはもちろん、新たな商品開発やサービス開発にも繋がる可能性があります！ネット販売等をされている事業者様必見です。ぜひ、ご覧ください。

check!



地上戦のイベントってどんなもの？



私が執筆しました/
企画部 百雨 莉菜



コロナが収まり、各地でもコロナ以前のようにイベントが開催されるようになりました。実は、地上戦でのイベントは、お客様との繋がりを育てたり、コミュニティ形成の施策にもなる重要な役割を果たします。今回はイベント開催のメリットや具体的なイベント施策についてご紹介しています。これまでイベントなど実施したことがない事業者様にとってもご参考になると思います。

check!



2024年1月にリリース！「Indeed PLUS」（インディードプラス）とは？



私が執筆しました/
企画部 榎本 理子



Indeedが2024年1月にリリースした新サービス「Indeed PLUS」。これまでは単体の求人媒体として位置づけられていましたが、今回発表された新サービスでは、Indeed以外の求人サイトにも表示されるなど、今まで出会えなかった企業と求職者のマッチが可能になりました。（条件あり）Indeed PLUSの概要をはじめ、Indeedに掲載する際の注意点等も記載しているので、ぜひご覧ください。

check!

